

将門記の本文叙述の構造

柳 田 洋 一 郎

将門は、謀叛人であると同時に祀られるべき御霊として伝承されてきた。そうした両義的な性格は、将門が秩序の破壊者であるとともに更新の役割を果す者であったという意味で、将門記の叙述においても指摘しうる。たしかに将門記は記録的な作品ではあるが、けっして体験や資料に依拠して事実を再構成しただけのものではない。将門記がたんなる「正史」の補完物ではなく、将門の乱の叙述となりえている根幹には、一元的でない将門像がすえられているからであると考えられる。

1

将門記の登場人物は、いくつかの共通項によって結ばれている。将門記は下総・常陸とその周辺のきわめて限られた場面しか扱っていないし、登場する人物の階層も限られている。しかし、それらは叙述の背景にあるにすぎない。共通項の一つは、たとえば、地域的な制約としての国境を越えていくところにある。

1 (良兼) 上下の国 (上総・下総を言ふなり) 禁遏を加ふと雖も、因縁を問ふと称し、遁れ飛ぶ者の如く、所々の関に就かず、上総国武射郡の小道より、下総国香取郡の神前に到り着く。⁶⁰

2 時に、将門の駆使丈部子春丸、因縁あるに依り、しばしば常陸国石田庄の辺の田屋に融ふ。⁶¹

3 (興世王) 而るに件の権守、正任の未だ到らざるの間に、推して入部を擬す。武芝案内を検するに、この国承前の例として、正任以前、輒く入部するの色あらず、てへり。⁶²

4 (玄明) 長官稍く度々の過を集め、官符の旨に依り、追捕を擬するの間、急に妻子を提げて、下総国豊田郡に遁れ渡る次、盗み渡る所の行方・河内両郡の不動倉の穀糶など、其の数郡司進むる所の日記にあるなり。⁶³

以上あげた人物のほかに、将門と貞盛の例がある。これらの人物の行動は越境ということ特徴づけられる。将門記における合戦はすべて越境をともなっている。とくに、興世王、玄明の例は、越境

それじたいが違犯行為であり、紛争に結びついている。良兼、興世王、玄明の例からもわかるように、越境は国司・郡司の支配権に深くかかわっている。越境者は、国内の治安を乱し、紛争を惹起し、あるいは追捕を避けて国外に逃亡する者だからである。玄明は国司に対捍し不動倉を略奪して下総へ逃げている。国司が玄明を引き渡すよう將門に移牒を送っているのは、国司が逃亡者には手を下せなかつたためでもあり、將門がそうした逃亡者の追捕を代行する力を有していたためであろう。

越境者の性格は、三宅長兵衛氏の指摘した「僞馬の党」の行動と共通している。昌泰二年（八九九）九月二十九日の官符によれば、僞馬の党は「盜_二山道之駄、以就_二海道、掠_二海道之馬、以赴_二山道」と記され、広い行動範囲のなかで行動するものであった。^②さらに注目すべきなのは、この行動力と武力との結びつきである。広汎な行動力は攻撃力をたかめた。戸田芳実氏は、將門の乱にみられる武力の構成は自衛的なものではなく「意圖的に攻撃するため」のものだと指摘している。將門記にみられる合戦は、上横手雅敬氏が指摘するように敵に攻撃をしかけ、敵とその根拠地の掃滅をねらうものである。^④良兼は三度下総へ攻め込んで將門と戦い、將門は謀叛までに、源扶らとの合戦、良正との合戦、良兼の追撃、玄明事件の四度にわたって常陸に入り、また貞盛追撃のために信濃と下野へ、さらに武

將門記の本文叙述の構造

芝と興世王の紛争調停のために武蔵へ各一度進んでいる。

しかし、先にあげた良兼や子春丸の行動にみられるように、因縁を問うというかたちでの越境もあった。將門記における因縁の語は「婚姻などによつて結ばれた族的關係、内親・骨肉に対して『外縁を指す』^⑤」ものである。婚姻は他の有力な勢力と結託する手段であり、それゆえ越境との関わりが生じてくる。將門記においては、外縁との結託が血縁内部の確執に結びつくことが重視されている。

1爰に良正偏へに外縁の愁に就きて、卒に内親の道を忘れぬ。仍て干戈の計を企て、將門の身を誅せんとす。^⑥

2彼の介良兼朝臣吻を開きて云く、昔の悪王なほ父を害すの罪を犯しき。今の世俗、何ぞ甥を強むるの過ちを忍ばん。舍弟陳ぶる所は尤も然るべきなり。其の由なんとすれば、因縁の護の據は頃年猶れ愁ふる所あり。苟も良兼かの姻婭の長たり。豈に与力の心なからんや。早く戎具を整へ、密に相待つべし、てへり。^⑦

3其の日の儀式は、靈像を請ひて陣の前に張れり。（靈像と言ふは、故上総介高茂王の形并に故陸奥將軍平良茂の形なり。）精兵を整へて將門を襲ひ攻む。其の日の明神は怒りありて、慥かに事を行ふを非とす。^⑧

4然る間、妻の舍弟等謀をなして、九月十日を以て、竊かに豊田郡に還向せしむ。既に同気の中を背きて、本夫の家に属く。譬へば

遠東の女の夫に随ひて父の国を討たしむるがごとし。(74)

良正と良兼は因縁の源護に加担して、血縁である将門を討とうとする。そこに紛争の原因が求められていて、良正と闘うために常陸に侵攻した将門の非は述べられていない。さらに、血縁を重視した将門は肯定的な描かれかたをしている。

斯に於て将門思惟すらく、允に常夜の敵に在りと雖も、脈を尋ぬれば疎ならず、氏を建つれば骨肉なる者なり。いはゆる夫婦は親しくして瓦に等しく、親戚は疎にして葦に喩ふ。若し終に殺害をいたさば、若しくは物の譏り遠近にあらんか。(60)

将門は恩赦以前の段階では、血族間の抗争には積極的ではない。血縁内部からの攻撃を抑止することによって、血縁間の対立を調停している。将門は、この段階では、良正や良兼の殺害を目的として闘っているのではない。

しかし、良兼が祖先の霊像を掲げて闘いを挑んできたときには、将門は無力である。霊像と明神の関係については、梶原正昭氏は「父祖の霊が怒りを示した」としているが、明神を将門の守護神とみて、その神が祖先の霊像にはむかうことを非としたとするのが妥当だろう。二度目の良兼の攻撃は外縁のためではなく祖先の霊像を掲げ血縁の威信をかけた闘いであった。このことは、将門にとって血縁からの追放を意味している。(71)

との関係は非和解的な対立に転換していくのだが、その後の闘いは、将門偏へに兵の名を後代に揚げんと欲し、(72)

と記されるように、将門の失地回復の抗争という性格を帯びてくる。将門記は、血族の抗争における将門の転換を、「明神の怒り」による敗退と妻の拉致によって意味づけていくのである。

将門記の前半部は血縁の抗争が記されている。その抗争を良兼と将門の対立としてみるならば、良兼による将門の追放は相対的な意味しかない。なぜなら、追放後の将門は、良兼らを弓袋山の山中にまで追い込んでいるし、良兼の石井宮所夜襲を撃退しているからである。将門が追放によって争乱の主導者という否定的意味を担わされるのは、良兼によってではなく、良兼側から離脱した貞盛によってである。

此の後、掾貞盛、三たび己の身を顧らく、身を立て徳を修むるは、忠行に過ぐるは莫し。名を損ひ利を失ふは、邪惡より甚しきはなし。清廉の比も蝸室に宿れば、鎗奎の名を同烈に取れり。(中略) 遂に濫惡の地に巡ば、必ず不善の名あるべし。華門を出でて、以て遂に花城に上り、以て身を達せんにはしかず。(82)

将門と良兼の抗争は一括して濫惡とみなされ、その抗争に加わることは不善の名を残すこととして否定されている。しかし、貞盛の上京は在地からの離脱ではない。貞盛は将門の所行を奏上し官符を

得て、再び下京している。貞盛の在地からの離脱の目的は、追放された将門の反撃を朝廷の権威によって濫悪と断定することであった。つまり、将門は血縁を追放されて反逆しているだけでなく、朝廷からみても坂東において混乱をまきおこしている中心人物であるという意味づけを、貞盛の上京はひきだしてきたのである。

貞盛の言動は、将門の調停者と侵犯者の性格づけに対応している。国香殺害について、貞盛は、

凡そ将門は本意の敵にあらず。これ源氏の縁坐なり。⁶⁸
とするのに対応して、召喚された将門は

何ぞ況や、一天の恤みの上に、百官の顧みありて、犯すところ軽きに准じて、罪過重からず。⁶⁹

という裁定を得ている。これに対し、貞盛の上京は、将門にとって、讒人の行は、忠人の己の上に在ることを憎む。邪悪の心は、富貴の我が身に先つことを黷む。⁶⁴
としてとらえられ、貞盛の側からは、

而も件の将門いよいよ逆心を施して、ますます暴悪をなす。⁶⁶
としてとらえられる。貞盛上京が将門にとって不利な事態であったのは、将門が良兼との抗争のために上京できなかったことによる。

将門は良兼にうちかって武名をあげなければならず、上京して審問をうけ、裁定を待つなどということはできなかった。さらに、両者

の相違は、貞盛が京に仕官し、在地においても常陸国司と密接な関係があるのに対し、将門は謀叛の弁明を忠平に行っていることからみられるように、私的な従属関係においてしか朝廷とつながりえていなかったという点にもみられる。井上満郎氏は、忠平が将門の乱を「私的な範囲内にとどめて」おくことも「鎮庄の方向に向」けて対処することもできる位置にあったことを指摘している。⁶⁵ 貞盛は将門がその範囲を越えるように挑発していればよい位置にあった。ただし、将門記の叙述のなかでは、朝廷の権威の媒介者としての性格に隠れて、挑発者としての貞盛の姿はみえにくくなっている。断片的に、上京を企てた貞盛を追撃する将門の叙述と書状の常陸攻略の部分にしかあらわれていない。

2

前半部の叙述が、将門の調停、追放、侵犯という展開を示すということは、ある程度明らかになったと思われる。この三つの段階は後半部においても、対応する要素を見出しうるのであって、たんなる表面的な段落の区分ではない。

前半部

- (1) 将門による抗争の抑止・調停。
- (2) 将門の血縁からの追放・敗退。

(3) 将門による追撃、侵犯。

後半部

(4) 将門による武蔵国紛争の調停。

(5) 玄明事件を発端とする謀叛。

(6) 貞盛・秀郷の追討、将門の滅亡。

前半部の(1)と後半部の(4)、(2)と(6)、(3)と(5)が、事件展開の要素として対応している。(1)における良正の役割は(4)における経基の役割となる。良正は外縁の抗争を血縁内部にもちこみ、経基は調停された事件を謀叛として奏上し、紛争を拡大するのである。良正は「高望子の妻の子」⁶⁸という血縁においては周辺の存在とされ、経基も「未だ兵の道に練れずして」⁶⁹と未熟さを指摘されている。本文が欠失しているため護の性格は不明だが、京への奏上という点で、経基と同じ役割を果している。奏上の結果は、(1)では将門の処分はなく「兵の名を畿内に振ひ、面目を京中に施す」⁶⁹という評価を得ているし、(4)では「将門として功課あるべきの由、宮中に議せらる。」という評価を得て、「幸ひに恩沢を海内に沐みて、須く威勢を外国に満すべし」⁶⁴と記される。結末においても、類似した句でしめくくられている。

(1) 其の明日を以て、本堵に帰りぬ。これより以来、さらに殊なる

事なし。⁶⁶

(4) 而る間に介ノ良兼朝臣、(中略)卒去し己に了んぬ。それより後、更に殊なる事なし。⁶⁴

次に、(2)と(6)の対応については、まず、(2)で将門は「明神の怒り」⁶⁰によって敗退し、(6)では「天罰ありて」「暗に神鎬に中りて」⁶²死す。また、合戦叙述に類似性が認められる。

(2) 将門は身の病を勞るがため、妻子を隠して、共に辛嶋郡葦津江の辺に宿る。⁶²

葦津江の辺に宿る。⁶²

将門は山を帯して陸閑の岸に居り、⁶²

一兩日を経る間に、件の敵十八日を以て各々分散しぬ。⁶²

⁶²

妻子同じく共に討取られぬ。⁶²

⁶²

(6) 新皇は弊敵らを招かんと擬して、兵使を引き率えて、辛嶋の広江に隠る。⁶²⁴

且く辛島郡の北山を帯して、陣を張りて相待つ。

爰に新皇の陣、跡に就きて追ひ来るの時、貞盛・秀郷・為憲等の伴類二千九百人、みな遁れ去りぬ。⁶²⁶

新皇は暗に神鎬に中りて、終に託鹿の野に戦ひて、独り蚩尤の地に滅しぬ。⁶²⁶

以上は形式的な共通性を示しているが、同様の例は、(2)における将門の妻の拉致と(6)における貞盛と扶の妻の領驛の記事の間にもみられる。

(2) ・非常の疑ひあるに依り、妻

子を船に載せて、広河の江に泛べたり。(72)

・時に彼の敵等、媒人の約を得て件の船を尋ね取れり。

(73)

・妻子同じく共に討取られぬ。

(74)

・爰に将門の妻は夫を去りて留り、怒り怨むこと少なからず。(75)

・然る間、妾の舍弟等謀をなして、九月十日を以て、竊かに豊田郡に還向せしむ。

(76)

・既に同気の中を背きて、本夫の家に属く。(74)

(6) ・僅かに吉田郡蒜間の江の辺

に、掾貞盛・源扶の妻を拘へ得たり。(118)

・陣頭多治経明・坂上遂高等が中に、彼女を追い領せり。

(119)

・夫兵等の為に、悉く虜領せらるるなり。(118)

・内外の婢は、身内の婢となり、会稽の報いは、会稽の敵に遭ひたり。何ぞ人に謂はんや。何ぞ天を恨まんや。

生前の慙は、稠人にあるのみ。(118)

・爰に傍らの陣頭等、新皇に奏して曰く、(中略)願はくは恩詔を垂れて、早く本貫に遣はさん、てへり。(118)

・此の言を翫ぶ間に人々和怡し、逆心しはらく止みぬ。(120)

(2)と(6)では、湖辺という場所、妻の被害という事件の性格、さら

に、その事件に「媒人」や「陣頭」などが介在していること、また「舍弟等」や「陣頭等」が帰還をすすめていることなどの共通点を

指摘することができる。この二つの記事は、一見挿話的な性格を持つものにすぎないようにみえるが、叙述のうえで重要な位置を占めている。すなわち、将門の妻の拉致は、先にあげた将門の敗退に統

く叙述であり、貞盛の妻の領轍も同じく先にあげた将門追討の記事の直前に置かれ、それぞれ合戦叙述のなかに組み込まれることによ

って、次の叙述への転換を促す役割を担っている。将門の妻の恨みは、血縁の完全な分裂と敵対の集約的な表現として、将門の報復的な攻撃への動機づけとなっており、他方、貞盛の妻の恨みを超越した感慨は、将門の謀叛から滅亡への転機となっている。

(3)と(5)との対応は、(3)における間諜子春丸と(5)における玄明が合戦の契機を担う共通した役割を持つ点、また、将門が(3)では貞盛を

追撃し、(5)では諸国の国司を放逐するという共通点にみることができ。また、追撃・放逐される側の困窮、悲嘆を叙述する点でも一致している。

前半と後半との対応関係は、前半の繰り返しとして後半が叙述されていることを明らかにしている。前半部に提示された、血族からの追放、敗退を契機とする復讐的な侵犯は、後半部における侵犯を

契機とした謀叛とその帰結としての滅亡に対応する。前半の敗退と侵犯は後半の侵犯と滅亡として、接続のしかたを逆にしたかたちで構成されている。このような叙述のしかたは、事件展開を単純化、図式化し、それによって個々の事件の位置を明確化する効果を生みだしている。一連の事件は、血縁に関わる抗争と謀叛に関わる抗争に分けられ、そのなかで血縁から追放された将門と謀叛の主謀者として滅亡する将門とを描き出していくのである。後半の叙述が血縁を離れた抗争となる前提は、前半における将門の血縁からの追放によって与えられている。血縁から追放されることによって、将門は血縁との非和解的対立に転じていくとともに、他方で武蔵国紛争への介入や玄明事件にみられる血縁とは無関係な事件に関わることになるのである。梶原正昭氏は、武蔵国への介入が「いかにも唐突で」「もっとも根本的とも思われる動機についての説明を欠いている」^⑨と指摘しているが、血縁からの追放にその前提があることを考えれば、動機としては非血縁的な紛争への介入の意志が述べられるだけで十分だったのである。歴史的な事実として将門の意識と行動とが転換したわけではなく、叙述そのものがそこで転換しているのである。前半は後半の叙述上の前提となっているわけである。

武蔵国紛争が後半部の冒頭であることは、その直前にある貞盛の逃避行を記した記事との関係からもうかがえる。この二つの記事は

時間的に並行した事件を扱っており、とくに良兼の死去については双方に記されている。山中武雄氏は、この重複を資料の相違にもとづくものとしてとらえ、^⑩ 渥美かをる氏は、貞盛の記事を京都における増補とした。^⑪ 資料の相違はあるとしても、その相違が本文の叙述に直接反映しているとみるのは早計である。たしかに、山中氏が指摘するように、将門に対する評価が、二つの記事を比べると正反対のものになっている。けれども、相違は二つの記事にのみ焦点をあてたときに際だつものであって、貞盛の記事が血縁の抗争の叙述の末尾に位置することからみれば、貞盛と将門との対立にもとづく評価とが相異なるのは当然のことなのである。むしろ、二つの記事は、時間的に重複し、重複した記事を含み込むことによって、血縁の抗争から謀叛に結びつく抗争への叙述の転換を明らかにしているのである。

3

本文の叙述の構造を検討するうえで、将門の忠平宛書状は重要な意味を持っている。坂口勉氏は書状について次のように述べている。将門書状は、天慶二年十二月までの本文叙述の最も根本的な材料であるとともに、即位の構想のなかに位置づけられることによつ

てそれ自身が本文叙述の一環となっている。^⑨

坂口氏は、書状と本文とを対比して、書状の記述を敷衍したものが本文であるとしている。むしろ、旧主忠平への弁明という性格を持つ書状と将門の謀叛、即位を述べる本文との相違はあり、書状と本文との相違は存在する。坂口氏があげている書状と本文の相違点のなから、問題となるものをあげてみると、次の三点に要約できる。

(1) 書状に記されている将門召喚と言上、すなわち、「而るに更に将門を召すの使を給へり。然れども、心安からざるに依りて、遂に上道せずして、官使英保純行に付けて、具なる由を言上すること又了んぬ。」^⑩は本文に記されていない。

(2) 書状の記述によれば、将門の常陸国衙攻略は、常陸介維幾の息男為憲が「偏へに公威を仮りて、たた冤枉を好む」^⑪者であり、玄明の愁状を確かめるために発向した将門に対し「而して為憲は貞盛等と同心して、三千余の精兵を率ゐて、恣に兵庫の器仗・戎具並びに楯等を下して戦を挑みぬ」^⑫ということから起ったとされるが、本文はそれらの点について記していない。

(3) 書状には、本文にみられるような新皇即位の記述はなく、旧主への弁明に重点がおかれている。

まず、(1)について、書状の召喚の使の記述が本文にない理由は、

将門記の本文叙述の構造

その直前の「諸国合勢して良兼等を追捕すべき官符」^⑬と、その後の「平貞盛、将門を召すの官符を奉りて、常陸国に到れり」^⑭との関連から考えねばならない。良兼追討の官符も、貞盛が官符を得て下京した記事も本文には記されている。ただし、良兼追討の官符については、

是に於て、将門頗る氣を述べ力を付く。而るに諸国の宰、官符を抱きながら、慥かに張り行はず、好みて掘り求めず。^⑮
とされ、将門の意に反して、国司が実行しなかったことが記されている点が注目される。また、貞盛の下京後については、

官符を懐きて相糺すと雖も、而も件の将門いよいよ逆心を施して、ますます暴悪をなす。^⑯

と、貞盛の側から記されている。本文の叙述は、この間の将門が、敗戦を契機として、良兼、貞盛との敵対関係をいっそう深めたとし、積極的な侵攻と追撃を記している。本文は、そうした合戦を血縁内部の抗争として叙述し、朝廷や国衙の関与は最低限に止めている。

将門も貞盛も、ともに官符を背景にして敵対しているが、官符の叙述のうえでの意味は、そうした血縁内部の対立の拮抗した状況を補完するだけのものだったのである。したがって、書状にみられる将門召喚の記述は不要であった。これに関連して、書状の「良兼のために人物を殺し損じ奪ひ掠られたるの由、具に下総国解文に注

し、官に言上す」¹⁰⁰という記述に対応するものが本文にみられないことに注目できる。恩赦帰還後の良兼の攻撃とは、将門を血縁から追放する意図にもづくものであった。事件が血族の抗争に関するものであるがゆえに、本文ではこれも叙述から省略された。

次に、⁽²⁾について、本文の後半部の叙述には、前半部と異って、朝廷や国司・郡司等の立場が明確に表されていることとの関連が考えられる。書状にしたがえば、国衙攻略は貞盛と結託した為憲の挑発から、派及的偶発的に起ったこととされている。これに対し本文は、国司、郡司に敵対する玄明を事件の媒介者として詳述している。後半部の本文叙述は、前半部とは対照的に、血縁抗争との関連を抑え、国司、郡司らの利害を前面におしだすという特色がここにもみられるのである。武蔵国紛争においては、郡司武芸が良吏であることが強調され、国の書生が権介與世王の「不治悔過一卷」¹⁰¹を造って国庁の前に落したことを記しており、常陸攻略後の叙述では、常陸介維幾や下野守の公雅、全行の被害について、その愁嘆を叙している。また、貞盛は血縁抗争の敵としてではなく、謀叛の追討者として記され、貞盛の妻も、領讎されながら私怨を越えた感慨を述べている。常陸攻略において、貞盛・為憲の介在を記さず、玄明に焦点をあてるのも、後半の叙述の方向から導かれたものであるとみなすことができるのである。また、書状において、「将門は本意にあ

らずと雖も、一国を討滅せり」¹⁰²と記された内容は、本文の常陸攻略の記事にはみあたらない。国衙の侵犯者に対して、本文では、そうした弁明は不要だったのである。そのかわりに、武蔵国紛争の記事のなかに、「時に、将門濫悪を鎮むるの本意、既に以て相違す」¹⁰³の一文が挿入されている。経基の謀叛奏上は「虚言」¹⁰⁴だったとされているから、将門の本意について記すには、武蔵国の記事が適切であるとみなされたと考えられる。

⁽³⁾について、坂口氏は、書状における将門の主張は褒賞の請求にあるとしている。¹⁰⁵書状で強調されているのは、皇統と武芸であるが、坂口氏は、書状の「縦ひ永く半国を領せるも、豈非運と謂はんや」¹⁰⁶の「半国」について、朝敵を征伐した者は半国を得るという『無量義経』の一節を引いて、「朝敵征伐」という論拠がありえたことを指摘している。¹⁰⁷本文が皇統と武芸を同様に記しているのに、朝敵征伐という項目を入れていないこと、逆に、新皇として即位していることに重点を置くことを考えると、この指摘は重要である。坂口氏は、本文と書状の相違を次のように解釈している。

本文叙述において「領半国」をただちに足柄碓氷二関の領掌におきかえているが、仁王経や法華経を知らないはずはないのと同じく、無量義経を知らないはずはない。作者は無量義経のいう「半国」の意味を無視・消去して、謀反・即位の将門にふさわしく班

足王子・阿闍世太子の例をあげたのである。書状における弁明の論理として最も強力で積極的な「朝敵征伐」という論拠を、本文叙述においては意図的に脱落させたのである。¹⁸⁾

坂口氏の指摘にしたがって問題点をあげるならば、第一に、朝敵征伐を弁明の論拠にあげている書状の基本的な性格は何であり、それは本文叙述とどう関わるのか、第二に、本文の即位についての叙述が、皇統と武芸だけでなく、仏典の悪王の例を引くのはなぜか、という二点に集約できる。この二点は、同時に、本文が血縁の抗争と謀叛の叙述に分けられていること、将門を新皇として描く意味にそのまま重なってくる。

第一点については、将門と忠平との関係に注目しなければならぬ。高橋昌明氏は、「高望王の子孫達は、国家の傭兵という点では共通しながらも、個別に権門王臣家との私的主従関係に入り、その庇護の下に栄爵を得る為に競合関係に立っていた」とし、「忠平は単なる形式的な主君としてでなく、将門から『私ノ君』と呼ばれるに価するだけの強い法的な保護を加えていた」とする。将門は、忠平と主従関係のなかで、国家の傭兵としての功績に値する褒賞を要求することはありえなくてはならない。そのさい、将門にとっての朝敵とは、競合関係にある良兼や貞盛であった。忠平宛の書状は、そのような認識にそって書かれている。しかし、本文では、良兼や貞盛

との抗争は、朝敵の討伐戦とはとらえられていない。それらは血縁内部の抗争にはかならないものとしてとらえられている。しかも、国衙攻略という事態に至っては、弁明の余地なく謀叛とみなされるべきであるとする立場に立っている。¹⁹⁾ こうした、書状と本文の立脚点の相違が、叙述にも反映しているのである。それでは、書状における褒賞の要求は、本文ではまったく無視されているのかといえ、そうではない。将門滅亡の直後に、

天下未だ將軍自ら戦ひ自ら死すことあらず。²⁰⁾

と記して、将門を將軍に比定している例を目出すことができる。将門記の作者は、

爰に将門頗る功課を官都に積み、忠信を永代に流ふ。而るに一生の一業は、濫悪を宗となし、毎年毎月に、合戦を事となす。²¹⁾ というように、両面的な評価を将門に与えている。したがって、将門は將軍にもなるべき者であったが、その罪業のために滅ばねばならなかったという評言も生じたと考えられる。

第二の問題は、この両面的な評価にかかわっている。仏典の班足王子、阿闍世王は、ともに外道の教唆によって王位を奪おうとするが、仏の教えを伝える者によって改心する。²²⁾ 外道は、興世王や玄明、玄茂に、教誨する者は、将平や貞経、さらには貞盛の妻に対応する。また、改心は、将門の亡魂の消息に対応するとみなすことができる。

このような構想にかかわる対応関係とともに注目すべきなのは、班足王子や阿闍世王が、王位篡奪を企てる者であると同時に、改心してその企てを放棄する者である点である。その一時的な王位の占有と新皇即位の連関をさぐるうえで、フレイザーの「一時的な王」についての指摘は示唆的である。

一時的な王は、一定の慣習にしたがって毎年任命される。しかしその他の諸例においては、この任命はある特殊な危急に應じるためにのみ行なわれるのであって、たとえば王の代わりに短期間王座にのぼる代理者にそれを負わせることによって、王をある現実の危難または予想される危難から救うためのものとなっている。¹⁰⁾

将門が、坂東の兵乱という混乱、朝廷にとっての危急の事態に、新皇という代理の王というかたちで、その間の一切の罪障を担ったとみるのはうがちすぎているだろうか。しかし、政治史的な側面においても留意する必要があるだろう。とくに、将門記の特質をとらえるうえで、将門の新皇即位と新皇としての滅亡は、将門のスケープ・ゴートとしての側面をぬきにして論じられない。

(一九八一・一・十五)

① 本文引用は、林陸朗校註『将門記』（新撰日本古典文庫2、現代思潮社、一九七五）の読み下し文により、カッコ内の数字で頁を示す。

② 「将門の乱の史的前提」〔立命館文学〕一一二、一九五四・林陸朗編

③ 『論集平将門研究』所収、現代思潮社、一九七五、一八五頁。

④ 戸田、上横手、河音、高田、吉田「中世社会の形成」（シンポジウム日本歴史5、学生社、一九七二）一八三頁。

⑤ 同右、一八〇頁。

⑥ 梶原正昭訳注『将門記』1（東注文庫二八〇、平凡社、一九七五）八頁。

⑦ 同右、一四五頁。

⑧ 高橋昌明「将門の乱の評価をめぐって」〔文化史学〕二六、一九七一
…前掲『論集平将門研究所』所収、三〇〇頁。

⑨ 「将門の乱と中央貴族」〔史林〕五〇—八、一九六七・一一、七頁。

⑩ 「将門記の構造」〔将門記—研究と資料—』所収、一九六三…前掲『論集平将門研究』所収、八八頁。

⑪ 「将門記の成立に就いて」〔史学雑誌〕四六一—〇、一九三七…前掲『論集平将門研究』所収、四六頁。

⑫ 「将門記—将門略記についての一考察」〔愛知県立女子大学紀要〕一五、一九六四…前掲『論集平将門研究』所収、一三三頁。

⑬ 「将門記」における将門の即位について（和歌森太郎先生還暦記念論文編集委員会編『古代・中世の社会と民俗文化』所収、弘文堂、一九七六、三八〇頁）。

⑭ 同右、三七四頁。

⑮ 「将門記」における将門像」〔歴史評論〕三一七、一九七六・九、三四頁。

⑯ 同右、三五頁。

⑰ 前掲、三〇〇頁。

⑱ 同右、三〇二頁。

⑲ 同右、三〇三頁。高橋氏は、天慶三年正月一日の「本朝文粹」所載

の太政官符に記された「抑一天之下、寧非王土、九州之内、誰非公民」を、「たとえ傭兵であっても公民であることを確認させ」る意図を含むものとしている。

⑲ 班足王子の出典は、仁王般若波羅密經護国品。阿闍世王は、観無量寿経。

⑳ 『金枝篇』2（永橋訳、岩波文庫）二六九頁。